

国勢調査における統計基準適用上の特記事項

国勢調査の産業分類及び職業分類については、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類(統計基準として現在設定検討中)に基づくものとするが、以下の分類項目についてはこれらによらないこととする。

表章を行わない分類項目及びその取り扱い

< 産業分類 >

- 中分類「無店舗小売業」については、結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。
- 小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、結果表章せず、管理又は補助的経済活動の対象となる事業所の主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

< 職業分類 >

(日本標準職業分類については、現在、統計委員会において、統計基準として設定することについて検討中であることから、この答申を踏まえ、平成22年国勢調査において表章を行わない分類項目の有無などについて確定)

表章を行わない理由

これらの分類項目を表章するためには、正確に事業の内容を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置が必要となる。しかし、調査環境が厳しくなる中でこのような措置を講ずることは、世帯における記入者負担を増大させ、結果として正確な統計を維持することが困難となるおそれがある。したがって、これらの分類項目については結果表章を行わないこととする。